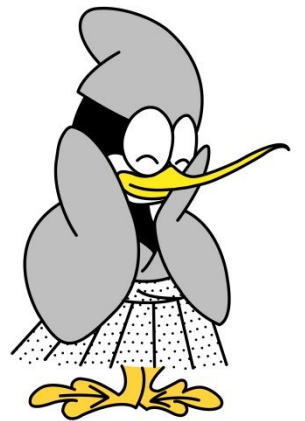


第 7 章 實現方策

1.安全

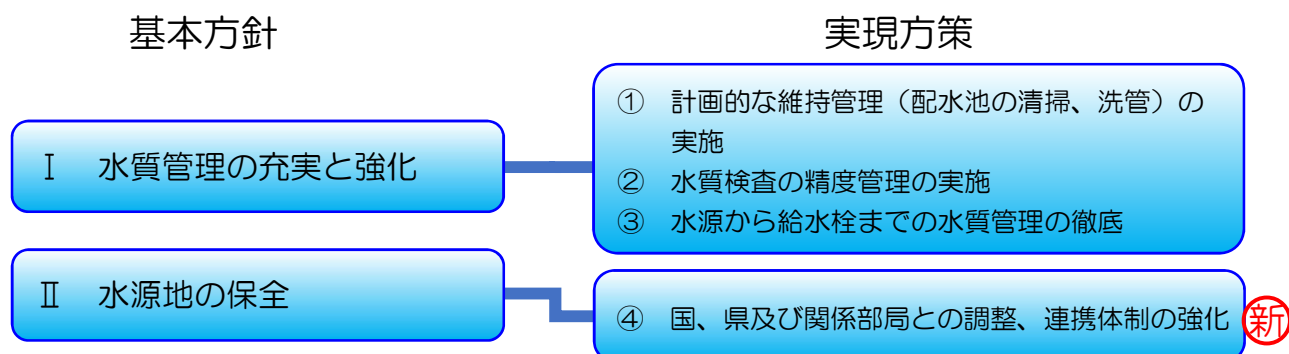
2.強韌

3.持續



第7章 実現方策

1.安全



（I）水質管理の充実と強化

本市では、安全な水道水を供給するため、水道施設の維持管理や水質検査を実施しています。これに加えて、水源から給水栓に至るまでの水質を総合的に管理するため、水安全計画を策定、運用しています。

「水質管理の充実と強化」の徹底を図るため、以下の施策を実施します。

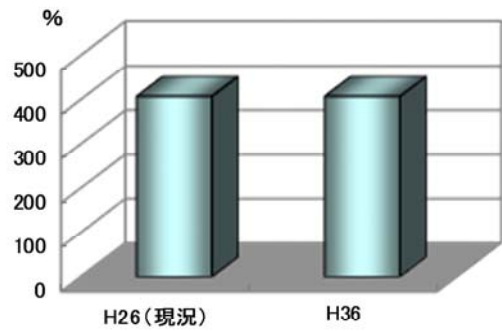
安全① 計画的な維持管理（配水池の清掃、洗管）の実施

配水池は、お客様へ給水するための水道水を貯留する施設であり、内部は清浄な状態に保たれています。この清浄な状態を保つため、定期的に点検・清掃を行う必要があります。

また、古くなった水道管は、内面に鉄さび等が付着し、にごり水が発生することがあるため、定期的に水道管の洗浄を行う必要があります。そこで、消火栓等の排水設備から放水作業を行うことにより、管内面に付着した鉄さび等を強制的に排出し、にごり水の発生を予防しています。

今後も引き続き、配水池内部の清掃や水道管の洗浄を計画的に実施し、「安全でおいしい水」の供給に努めていきます。

目標設定項目			
配水池清掃実施率			
業務指標	5002 配水池清掃実施率 [最近5年間に清掃した配水池容量 / (配水池総容量 / 5)] × 100 ※全ての配水池を5年に1回の頻度で清掃すると、500%となります。		
現況値 (H26)	408 %	目標値 (H36)	408 %
補足説明	概ね5年に1回、配水池の清掃を実施しています。引き続き、配水池の清掃を計画的に行い、実施率の維持に努めます。		



配水池内の清掃作業



夜間洗管作業(消火栓開栓)

安全② 水質検査の精度管理の実施

快適な都市生活の維持に貢献し、安全でおいしい水道水の供給、水源から給水栓に至るまでの水質管理を適切に行うため、水質管理課の水質試験室にて水質検査を行っており、水道水質検査の正確性、信頼性の確保、分析技術の向上、精度の高い検査体制の維持に努めています。

今後とも徹底した水質管理を実施するため、以下の施策を継続します。

○分析技術の向上

日頃より、分析機器の更新、保守点検を行っています。また、分析機器の操作講習会や分析セミナーを受講して分析技術の向上に努めています。水質分析に関しては、測定者間のバラツキをなくすため、基準項目ごとに妥当性の評価をした標準作業書を作成し、内部精度管理を実施して精度を高めています。毎年、厚生労働省が主催する水道水質検査精度管理の評価試験に参加し、信頼性の保証に努めています。

○水質検査計画の策定と公表、水質検査結果の公表

毎年度、水質検査の基本方針や検査内容・頻度等を定めた「水道水質検査計画」を策定し、ホームページで公表しています。更に、水質検査結果についても、ホームページや「岐阜市水道・下水道統計」で公表しています。

○放射能のモニタリング

原子力災害に対する危機管理の一環として、市内の水道水への影響の把握と、安全性を確認するため、全ての水源系統の浄水について、WHO 飲料水水質ガイドラインに基づいた放射能検査を実施しています。指標値を超えた場合は、放射性セシウムの検査を実施します。

安全③ 水源から給水栓までの水質管理の徹底

本市では、突発的な水質事故に迅速に対応できるよう「岐阜市水安全計画」を平成24年3月に策定、運用しています。計画では、水源から給水栓までの全過程において発生が予想されるリスク(約100項目)を水源地別に抽出し、各リスクの発生頻度と影響程度の分析を行なうと共に、監視方法や管理基準を設定して、管理基準を逸脱した場合の対応方法を整理しています。

これにより、リスクの発生あるいはその予兆を早期に発見することができるため、これまで以上に迅速な対応が可能となります。

今後とも、安全で安心な水道水を供給するために、計画の妥当性及び運用状況について、継続的な見直し(改善)を図っていきます。

表 7-1-1 岐阜市水安全計画の改訂履歴

「岐阜市水安全計画」の改訂履歴	主な改訂内容
初 版（平成 24 年 3 月）	—
第二版（平成 26 年 3 月）	・水道システムの概要を最新値に修正 ・監視項目の一部の管理基準、対応方法の見直し 等
第三版（平成 27 年 12 月）	・岐阜市上水道第 10 期拡張事業変更認可の反映 ・水道システムの概要を最新値に修正 ・管理基準等の一部見直し 等

表 7-1-2 管理基準を逸脱した場合の対応(一例)

監視項目	監視地点	管理基準		対応方法
濁度	原水 浄水 給水栓水	0.6度未満	水質基準値の30%	①濁度計の点検 ②原因調査 ③担当者、関係機関への連絡と広報 ④洗管(ドレ)作業 ⑤給水活動
残留塩素	水源地 (着水、配水)	0.15～0.80mg/L	水源地の管理基準	①残留塩素計の確認 ②塩素注入状況を確認 ③原因調査 ④洗管(ドレ)作業
	給水栓水	0.15mg/L以上	水源地の管理基準	
pH値	原水 給水栓水	6.0～8.3	水源地の管理基準	①pH計の点検 ②原因調査
油、臭味	原水 給水栓水	異常でないこと	水質基準	①水源地、河川等の現場、汚染調査と水質確認 ②担当者、関係機関への連絡
異物	原水 浄水池 配水池 加圧施設 給水栓水	異常でないこと		①水源地、河川等の現場、汚染調査と水質確認 ②担当者、関係機関への連絡 ③洗管(ドレ)作業 ④給水活動
有機物	原水 給水栓水	TOC:0.3mg/L未満	水質基準値の10%	①水源地、河川等の現場、汚染調査と水質確認 ②残留塩素の確認 ③汚染原因の調査 ④消毒副生成物の確認
一般細菌	原水 給水栓水	10個/mL未満	水質基準値の10%	①残留塩素の確認・原因調査 ②担当者、関係機関への連絡 ③残留塩素の強化
大腸菌	原水 給水栓水	検出されないこと	水質基準	①取水停止(必要に応じて給水停止) ②担当者、関係機関への連絡と広報(必要に応じて) ③残留塩素の確認、原因調査 ④担当者、関係機関への連絡 ⑤残留塩素強化
耐塩素性病原生物	原水	クリプトスポリジウム等:0個/10L 指標菌 大腸菌:陰性 嫌気性芽胞菌:0CFU/100mL	クリプト対策指針	①取水停止(必要に応じて給水停止) ②担当者、関係機関への連絡と広報(必要に応じて) ③UV施設の確認、点検 ④処理の強化、濁度履歴の確認 ⑤給水活動
		濁度:0.6度未満	クリプト対策指針の管理 値の30%	
	紫外線	15mJ/cm ² 以上	水源地の管理基準	
揮発性有機化合物(消毒副生成物を除く)	原水	0.0002～0.005mg/L未満	水質基準値の10～50%	①水源地、河川等の現場、汚染調査と水質確認 ②担当者、関係機関への連絡
	給水栓水	0.0002～0.005mg/L未満	水質基準値の10%	
消毒副生成物及び浄水処理対応困難物質(塩素酸、臭素酸を除く)	給水栓水	ホルムアルデヒド:0.008mg/L未満 クロホルム:0.001mg/L未満 総トリハロメタン:0.001mg/L未満等	水質基準値の10%	①原水等の現場調査と水質確認(生成能を含む)
放射能(放射性物質)	給水栓水	全α線:0.5Bq/L以下かつ 全β線:1Bq/L以下 (放射性セシウム:10Bq/L以下)	飲料水水質ガイドライン (厚生労働省健康局 水道課長通知)	①水源地、河川等の現場、汚染源調査と水質確認 ②担当者、関係機関への連絡 ③取水の一時停止 ④マニュアルによる

「岐阜市水安全計画」より一部抜粋

(Ⅱ) 水源地の保全

本市の水道水源は、良質で豊富な清流長良川の伏流水や地下水に求めており、すべて自己水源から取水しているため、水源地の保全は、最も重要な施策の一つです。

「水源地の保全」の強化を図るため、以下の施策を実施します。

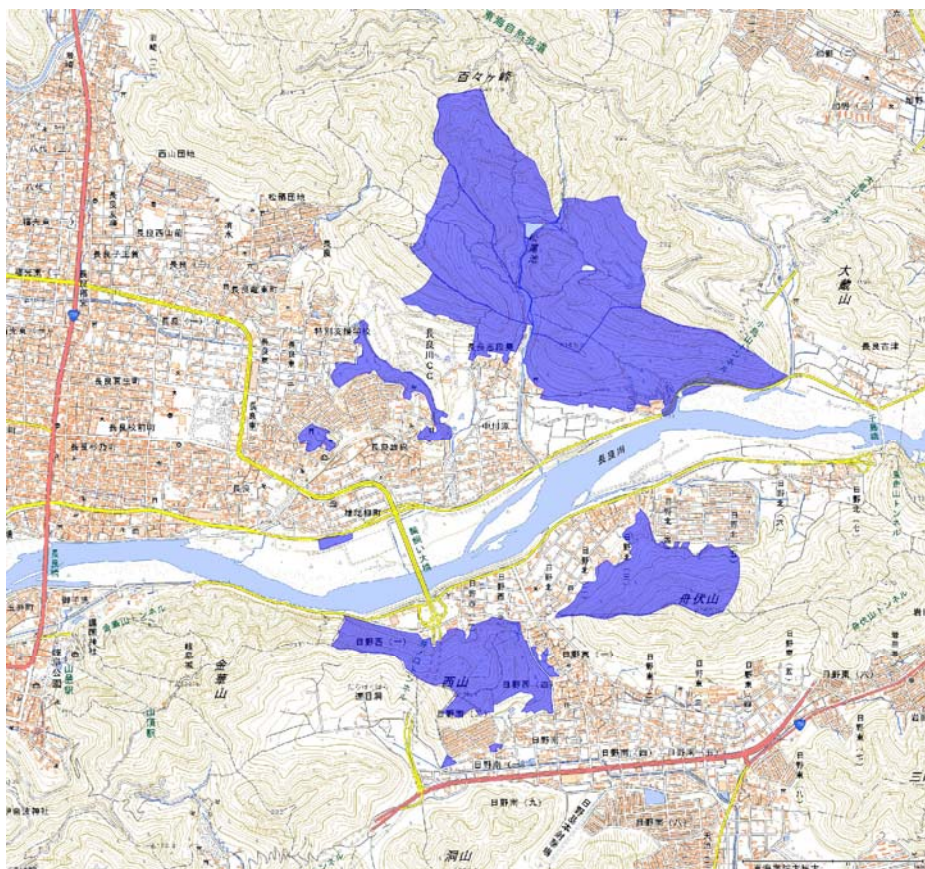
安全④ 国、県及び関係部局との調整、連携体制の強化



主要な水道水源である鏡岩及び雄総水源地の上流域は、岐阜県水源地域保全条例により、保全すべき水源地域に指定されています。水源地域では、水源保全のための適正な土地利用が推進され、開発行為が制限されています。

本市においても、水源地及び周辺の保全に積極的に取り組むと共に「岐阜市地下水保全条例」により地下水の適正利用を図っております。

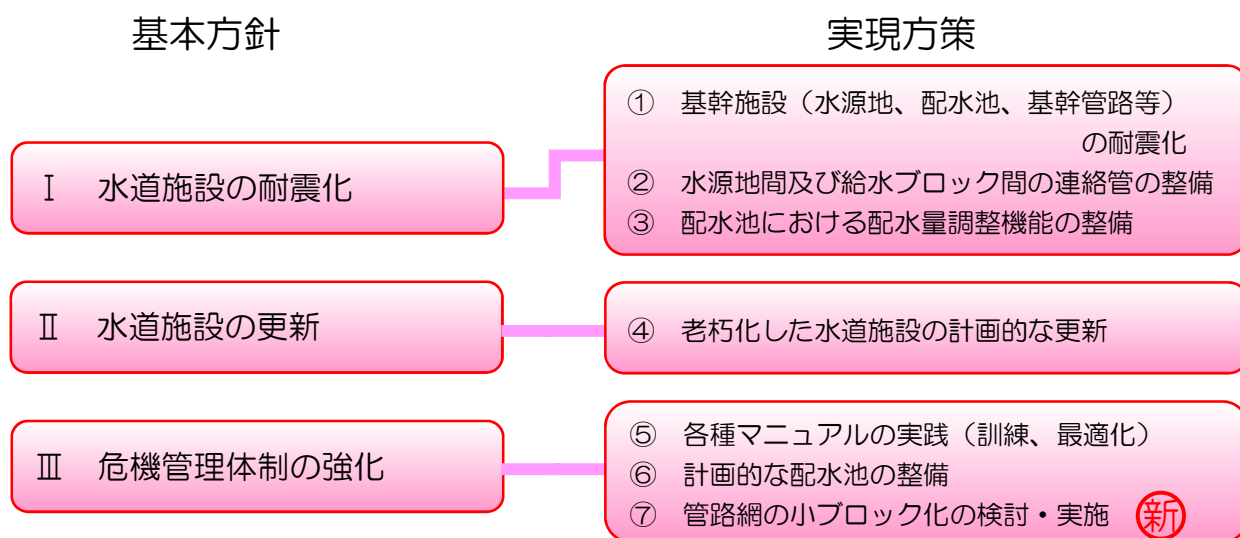
今後は、これらの取組みに加え、水源地の上流域で水源事故等の不測の事態が発生した場合に備え、国、県及び近隣水道事業体や関係部局との情報伝達、連絡調整、連携体制等の強化に努めていきます。



出典：ぎふふおれナビ（岐阜県 HP）

図 7-1-1 岐阜県水源地域保全条例による水源地域(参考)

2. 強靱



（I）水道施設の耐震化

本市では、大規模地震の発生に備え、水道施設の耐震化に取り組んでいます。

水道は必要不可欠なライフラインであり、非常時でも水道水を供給できるよう、着実に整備を進めて行く必要があります。

「水道施設の耐震化」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

強靱① 基幹施設（水源地、配水池、基幹管路等）の耐震化

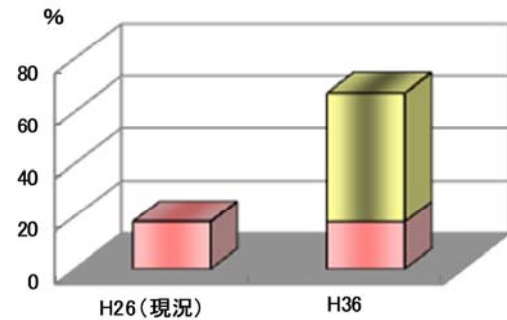
これまでも水道施設の耐震化に取り組んできましたが、全ての水道施設を耐震化するには、非常に多くの経費と時間を要します。

そこで、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図り、災害に強い施設を目指します。

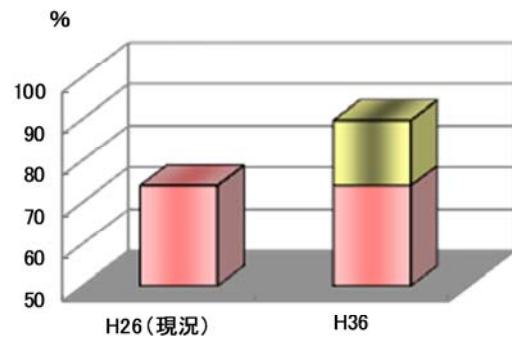


基幹管路の耐震化工事

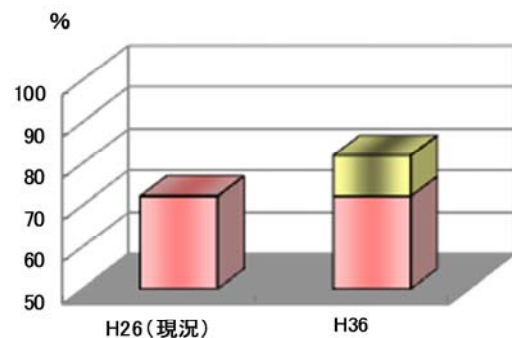
目標設定項目			
水源地耐震化率			
業務指標	2207 浄水施設耐震率 (耐震対策の施されている浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100		
現況値 (H26)	18 %	目標値 (H36)	67 %
補足説明	地震災害にも強い施設を目指して、水源地の耐震化を図っていきます。		



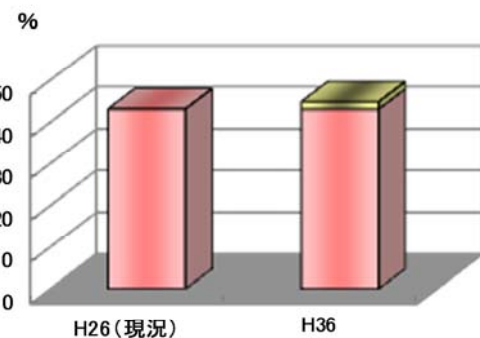
目標設定項目			
配水池耐震化率			
業務指標	2009 配水池耐震施設率 (耐震対策のされている配水池容量 / 配水池総容量) × 100		
現況値 (H26)	74 %	目標値 (H36)	90 %
補足説明	地震災害にも強い施設を目指して、配水池の耐震化を図っていきます。		



目標設定項目			
加圧施設耐震化率			
業務指標	— (耐震化対策の施されている加圧施設の施設能力 / 全施設能力) × 100		
現況値 (H26)	72 %	目標値 (H36)	82 %
補足説明	地震災害にも強い施設を目指して、加圧ポンプ施設の耐震化を図っていきます。		



目標設定項目			
基幹管路耐震化率			
業務指標	— (基幹管路のうち耐震管路の延長 / 基幹管路延長) × 100		
現況値 (H26)	43 %	目標値 (H36)	45 %
補足説明	地震災害にも強い管路網を構築するため、耐震化を図っていきます。		



強靱② 水源地間及び給水ブロック間の連絡管の整備

大規模地震等による災害や事故時において、バックアップ機能を強化するため、水源地間や給水ブロック間をつなぐ連絡管を整備します。

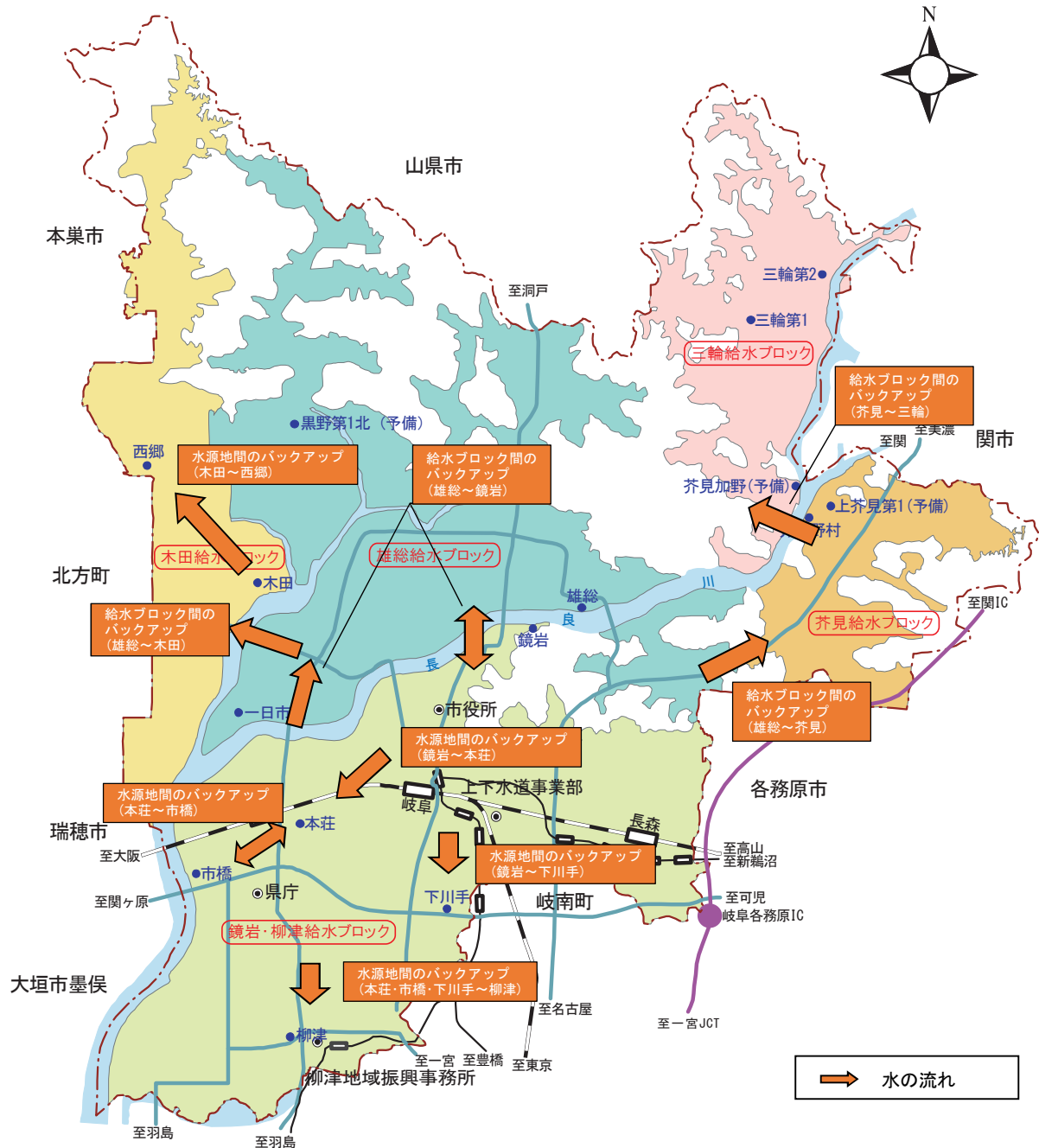


図 7-2-1 水源地間及び給水ブロック間のバックアップ(水融通)の概念

強靱③ 配水池における配水量調整機能の整備

大規模地震により水道施設が被災した場合、配水池にて生活用水を確保すると共に、消火活動に支障が生じないように、消火栓への給水が行えるようにすることも重要です。

鏡岩、雄総第2、黒野第1配水池には、開度調整弁を設置しており、管路が地震による被害を受けても、配水池に生活用水を確保しつつ、一定量の消防用水を消火栓から確保することが可能です。

今後も、配水池に開度調整弁の設置を検討し、生活用水等の応急給水を確保しつつ、消火栓への給水による二次災害の防止に努め、地震に強い水道システムの構築を目指します。



開度調整弁の設置(黒野第1配水池)

(Ⅱ) 水道施設の更新

本市では、老朽化した水道施設の更新事業に取り組んでいます。

今後は、水道施設の老朽化が一層進行し、更新需要の大幅な増加が想定されることから、事業費の平準化を図る必要があります。

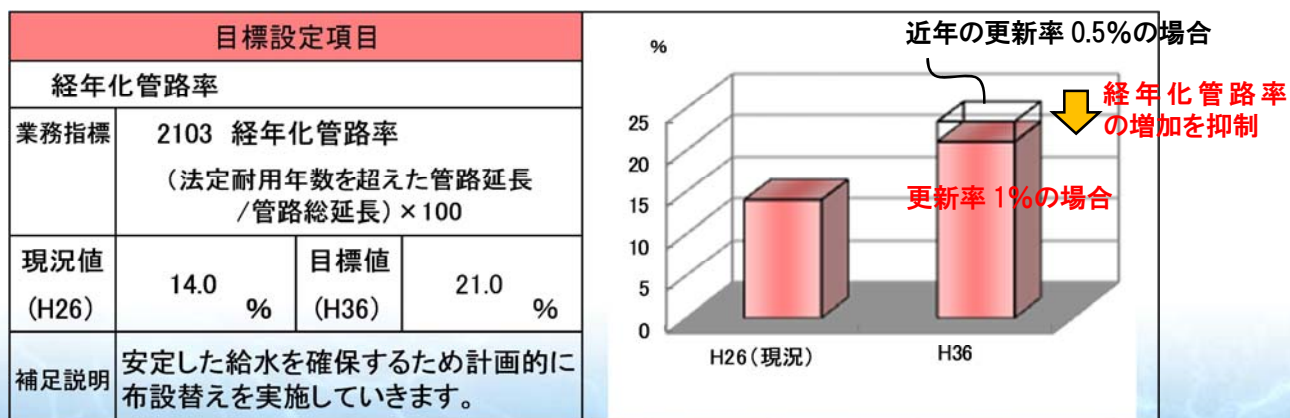
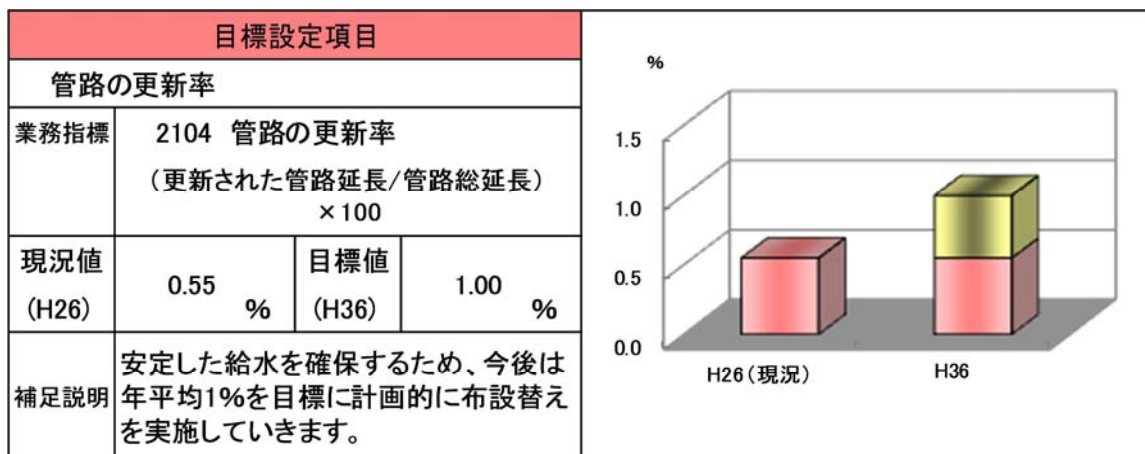
「水道施設の更新」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

強靱④ 老朽化した水道施設の計画的な更新

水源地や配水池等は、土木構造物、建築物、機械設備、電気設備、場内配管等、様々な施設で構成されており、法定耐用年数は各々異なるものの、今後、更新時期を迎える老朽化施設の増加が見込まれています。

管路についても、膨大な延長（約 2,400km）が布設されており、今後、法定耐用年数を超過した管路の著しい増加が見込まれています。試算では、近年と同水準（管路更新率 0.5%）で更新した場合、経年化管路率*は平成 36 年度に約 23%まで増加します。よって、経年化管路率の増加を抑えるためには、今後は管路更新率を 1%程度確保すると共に、耐用年数の長い管種の採用や、ポリエチレンスリーブによる管外面の保護により、長寿命化を図っていく必要があります。

また、アセットマネジメント手法を用いた、長期的な資産管理と投資可能な財政収支の見通しに基づき、適正な施設規模による計画的な水道施設の更新に取り組みます。



(Ⅲ) 危機管理体制の強化

本市では、災害発生時に迅速な対応が図れるよう、マニュアルの整備や訓練に取り組んでいます。また、配水池容量が、標準的な貯留時間である一日最大給水量の12時間分を確保できていない給水ブロックについて、配水池の整備を進めています。

「危機管理体制の強化」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

強靱⑤ 各種マニュアルの実践（訓練等）

本市上下水道事業部では、事故や災害等を想定した各種マニュアル（水安全計画、業務継続計画（BCP）等）を整備すると共に、訓練にも取り組んでいます。

今後も、マニュアルを基にした訓練を継続すると共に、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、不測の事態への対応能力の向上を図ります。



応急給水訓練の様子
(岐阜市総合防災訓練)



応急復旧訓練の様子
(日本水道協会中部地方支部合同防災訓練)

強靱⑥ 計画的な配水池の整備

市全体での配水池の貯留時間は、約 11 時間確保しており、標準的な貯留時間である 12 時間を概ね確保しているといえますが、給水ブロック別では配水池容量が不足している給水ブロックがあります。（図 3-2-4 参照）

今後は、配水池容量が不足している雄総、鏡岩、三輪給水ブロックについて、将来の水需要に応じた適正な施設規模で、順次整備を進めていきます。

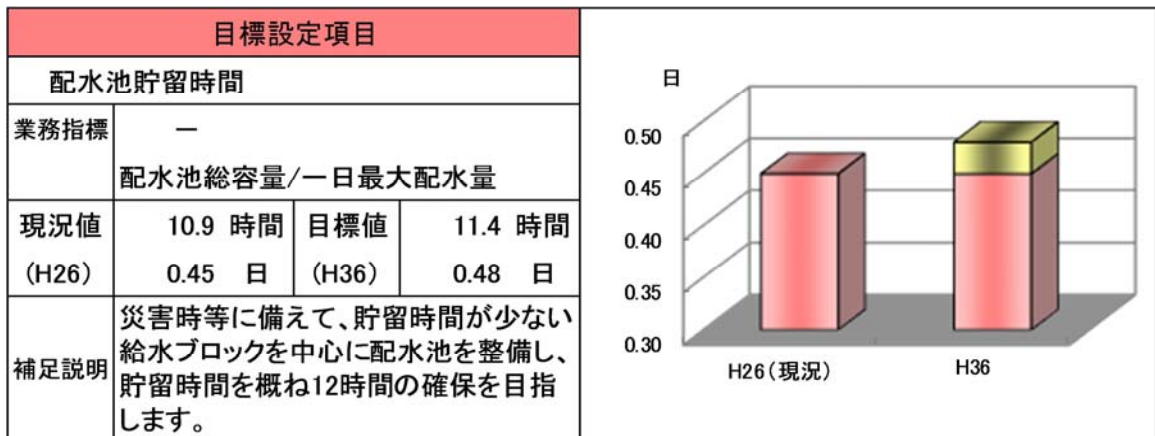


黒野第1配水池(容量 4,000m³)
(平成 26 年 12 月完成)

現在、雄総給水ブロックの岩野田配水池（4,000m³）について、平成 30 年度の供用開始に向けて整備を進めています。

表 7-2-1 建設予定の配水池

給水ブロック	配水池名	容量 (m ³)
雄総	岩野田配水池	4,000



強靱⑦ 管路網の小ブロック化の検討・実施 新

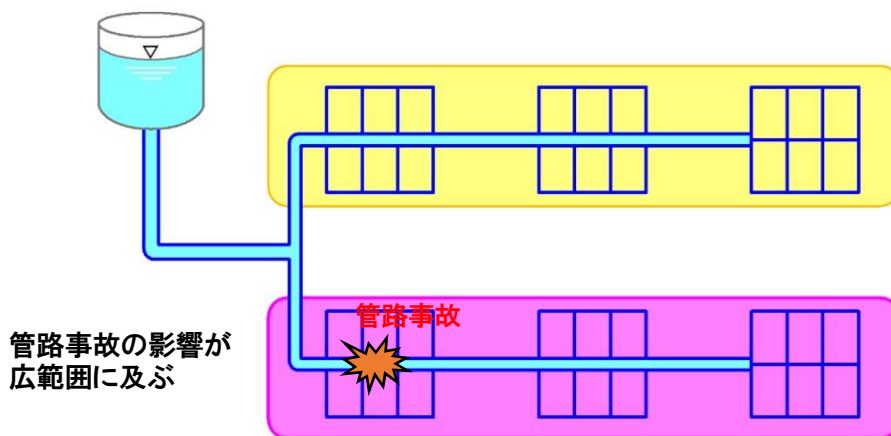
本市は、簡易水道の統廃合による区域の拡張を積極的に進め、平成17年までにすべての簡易水道を上水道へ統合し、事業の効率化に努めてきました。その一方、区域の拡張によって一部地域を除き全体的に配水圧力が高い傾向となっています。適正な配水圧力とするためには、配水区域を小さなブロックに分割し、ブロック毎に水量・水圧を管理するシステム（管路網の小ブロック化）を構築する必要があります。

現在、小ブロック化されているのは、加圧区域を含む一部地区のみであり、配水区域の大きいブロックでは、配水圧力の調整や漏水箇所の特定が困難な状況となっています。

管路網の小ブロック化を図ることにより、流量・配水圧力の調整が容易となり、漏水箇所の特定も迅速に行うことが可能となります。また、災害や管路事故等による影響範囲を限定することも可能となります。

今後、小ブロック化を推進するための調査・検討を進めていきます。

小ブロック化していない場合



小ブロック化している場合

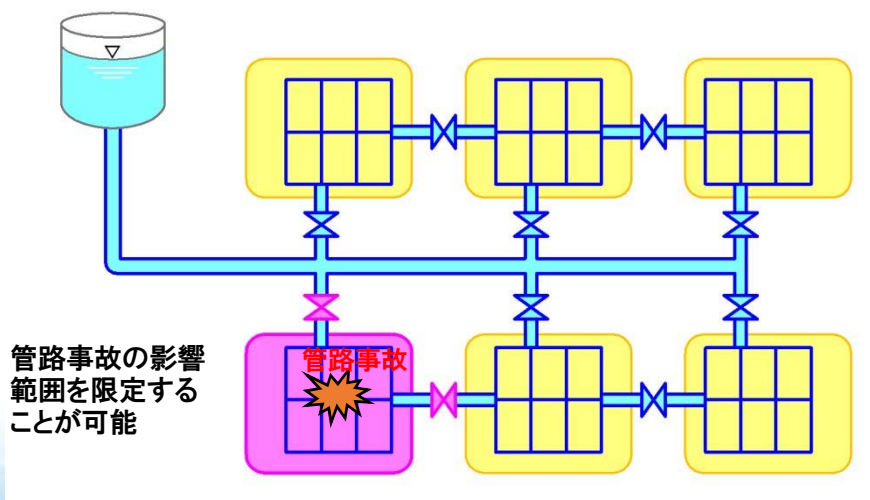
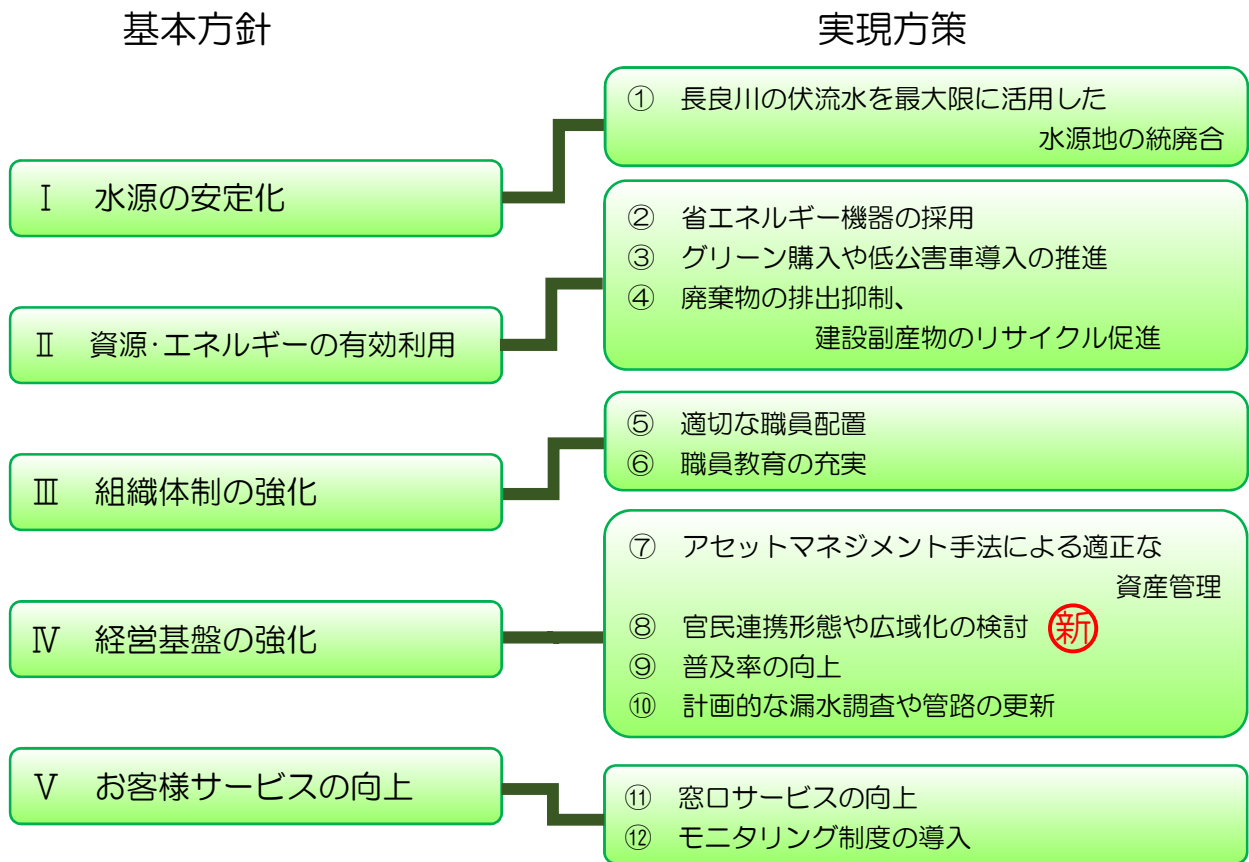


図 7-2-2 配水管路網の小ブロック化の効果

3. 持続



(I) 水源の安定化

本市の水道水源は、良質で豊富な清流長良川の伏流水や地下水に求めており、すべて自己水源から取水しています。

今後、老朽化した取水施設の増加が見込まれている中、引き続き安定した水道サービスの確保に努めていく必要があります。

「水源の安定化」を図るため、以下の施策を実施します。

持続① 長良川の伏流水を最大限に活用した水源地の統廃合

本市の全給水量の約3割を占める市内最大の鏡岩水源地や、約2割を占める雄総水源地は、良質で安定した長良川の伏流水を水源としています。

これら基幹となる水源地は、今後も維持・更新していく必要がありますが、それ以外の旧簡易水道時代に建設された比較的規模の小さな水源地は、今後の老朽化を見据えて、計画的な施設整備の方針を定める必要があります。

そこで、将来の水需要の減少が想定される中、長良川の伏流水を最大限に活用し、小規模な水源地は廃止して基幹となる水源地と統廃合することが、最も効率的であるため、事業認可に基づき水源地の統廃合を進めていきます。

現在の事業認可における水源計画は、既存 20 水源地を平成 36 年度までに 12 水源地に統廃合する予定です。

表 7-3-1 取水施設の統廃合計画

ブロック名	水源名	設置年度	取水施設		備考
			H26末現況	H36将来	
鏡岩・柳津	鏡岩水源地	S47	○	○	
	本荘水源地	S55	○	○	
	市橋水源地	H1	○	○	
	下川手水源地	S56	○	○	
	柳津水源地	S44	○	○	
	佐波水源地	S52	○	加圧施設化	市橋へ統廃合
雄総	雄総水源地	S46	○	○	
	一日市場水源地	S61	○	○	
	黒野第1北水源地	S35	○	予備水源	
	黒野第1南水源地	S47	○	加圧施設化	雄総へ統廃合 (H27完了)
	方県水源地	S50	○	加圧施設化	雄総へ統廃合
	岩野田水源地	S37, S53	○	加圧施設化	雄総へ統廃合
芥見	芥見野村水源地	S53, H17	○	○	
	上芥見第1水源地	S41	予備水源	予備水源	
	日野第1水源地	S48	○	加圧施設化	雄総へ統廃合
	日野第2水源地	H9	○		
三輪	三輪第1水源地	S58	○	○	
	三輪第2水源地	S61	○	○	
	芥見加野水源地	S39	予備水源	予備水源	
木田	木田水源地	H9	○	○	
	黒野第2水源地	S56	○	加圧施設化	木田へ統廃合
	西郷水源地	S51, S62	○	○	
集計			20	12	

出典：平成26年度岐阜市水道事業(第10期)拡張事業変更認可ほか



(旧)黒野第1南水源地



加圧施設を建設し、水源地を廃止して、



黒野第1加圧施設
(平成27年8月完成)

(Ⅱ) 資源・エネルギーの有効利用

今日、地球温暖化防止等、各分野において環境問題がクローズアップされています。本市水道事業においても、環境保全の観点から、資源やエネルギーの有効利用を推進する必要があります。

「資源・エネルギーの有効利用」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

持続② 省エネルギー機器の採用

本市の水道は、長良川の伏流水または地下水をポンプで汲み上げ、配水する方式であることから、多くの電力を使用しています。

よって、エネルギーを大量に消費する事業者として、電力使用量の削減及び二酸化炭素排出量の削減に努めていく必要があります。

そこで、施設の更新時には、水需要に応じた適正な能力の機器を選定すると共に、経済性（ランニングコスト）を考慮した省エネルギー機器を採用し、電力使用量の削減を図ります。

持続③ グリーン購入や低公害車導入の推進

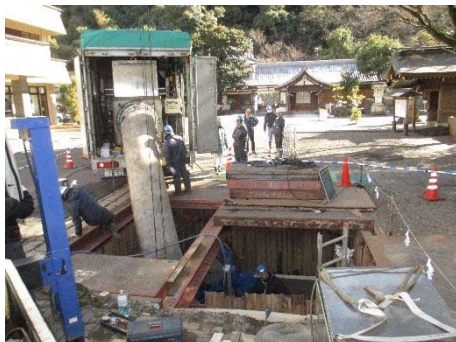
本市では、グリーン購入^{*}に係る基本方針を設定し、平成13年度より全庁で積極的に取り組んでいます。上下水道事業部でも、基本方針に従いグリーン購入に積極的に取り組んでいます。

また、環境保全に寄与するため、低公害車の導入を積極的に進めていきます。

持続④ 廃棄物の排出抑制、建設副産物のリサイクル促進

これまでも、建設副産物である建設発生土の現場内流用や、管路の更新時に更生工法を採用するなど、廃棄物の排出抑制に努めています。

今後も、廃棄物の排出を抑制すると共に、建設副産物のリサイクル促進を図り、資源の有効利用に努めます。



管路更生工法の施工状況

(Ⅲ) 組織体制の強化

水道事業を担う人材が、その能力を十分に発揮できるよう、組織体制の充実、強化を図ることは、事業運営上不可欠であり、その在り方については、絶えず検証していくことが重要です。

「組織体制の強化」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

持続⑤ 適切な職員配置

現在、多くの技術や技能を有するベテラン職員の大量退職に直面しており、職員数の減少のみならず、技術力の確保が喫緊の課題となっています。

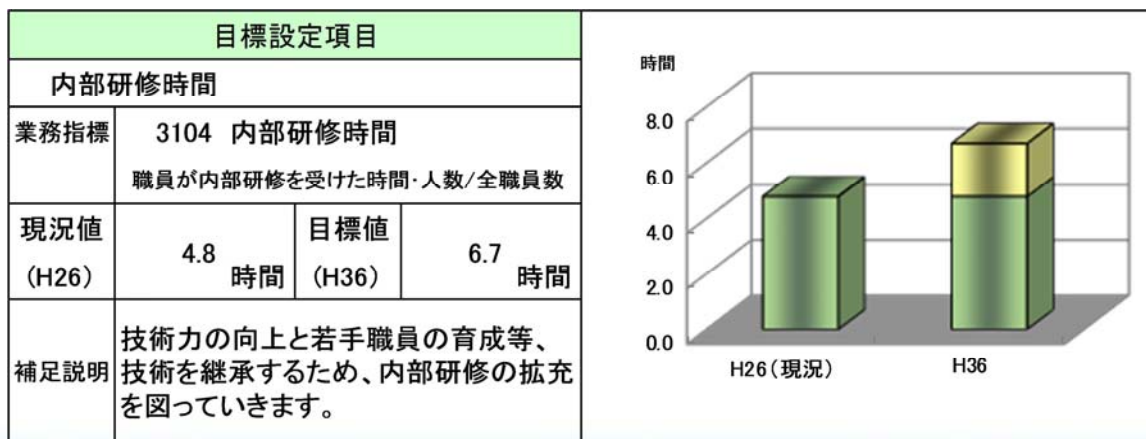
よって、退職者の動向を見据えつつ、適切に技術の継承が行なえる組織体制を構築するため、能力や実績に基づく適切な職員の配置に努めていきます。

持続⑥ 職員教育の充実

今後の厳しい事業環境の下、様々な課題に適切に対処していくためには、技術や技能の継承を含め、人材をしっかりと育成していくことが不可欠です。

そこで、今まで培った管理技術ノウハウのデータベース化やマニュアル等を整備し、技術継承を図ります。

また、事務管理能力、技術力の両面を強化するため、内部及び外部研修の充実を図ります。



(IV) 経営基盤の強化

本市は、水道事業及び下水道事業を「公営企業」として運営しています。公営企業は、利用者の皆様に納めて頂く料金で事業を行う「独立採算制」を基本原則としており、料金収入を基に施設整備を行い、サービスを提供していくこととされています。

これからの事業運営においては、自らを取り巻く社会環境や経済環境の変化に柔軟に対応すると共に、将来を見通した中長期的な視点に立って、徹底した効率化と経営基盤の強化に取り組んでいく必要があります。

「経営基盤の強化」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

持続⑦ アセットマネジメント手法による適正な資産管理

適正な維持管理や更新により、水道施設の健全性を維持すると共に、将来にわたって健全な水道事業経営を実践していくためには、中長期的な財政収支に基づいた資産管理が必要です。

今回、本ビジョン策定にあたり、アセットマネジメント手法を用いて、中長期的な更新需要と財政収支の見通しについて、検討を行いました。

試算した結果、中期経営プラン（平成 26 年度策定）における「計画期間内（H27～31）に年平均 24 億円の事業投資」を、現水道料金体系で継続した場合、事業費の平準化は図れる一方、中長期的には法定耐用年数を超過する水道施設（特に管路）が増加するため、老朽化による水道事故が頻発するリスクが高くなることが危惧されます。よって、水道施設の健全度を一定程度保っていくためには、老朽化対策に必要な財源の確保について、引き続き検討していく必要があるものと考えます。

今後も適宜、計画的な更新と必要な財源の確保について、最新の情報に基づき、アセットマネジメント手法による適正な資産管理を継続的に実践していきます。

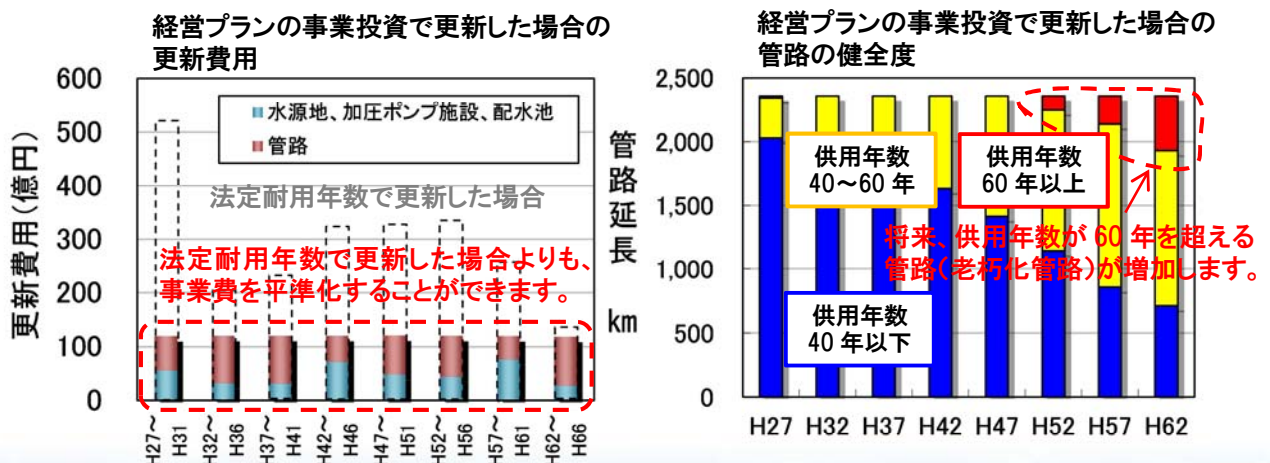


図 7-3-1 アセットマネジメント手法による更新需要の試算

持続⑧ 官民連携形態や広域化の検討



本市上下水道事業部は、これまでも営業関連業務や漏水調査業務等について、民間委託を進めてきました。今後も、民間委託の活用拡大を検討し、事業運営の合理化を図ります。ただし、水道事業は市民生活に密着した公益性の高い事業であることから、サービス水準の維持には十分留意していきます。

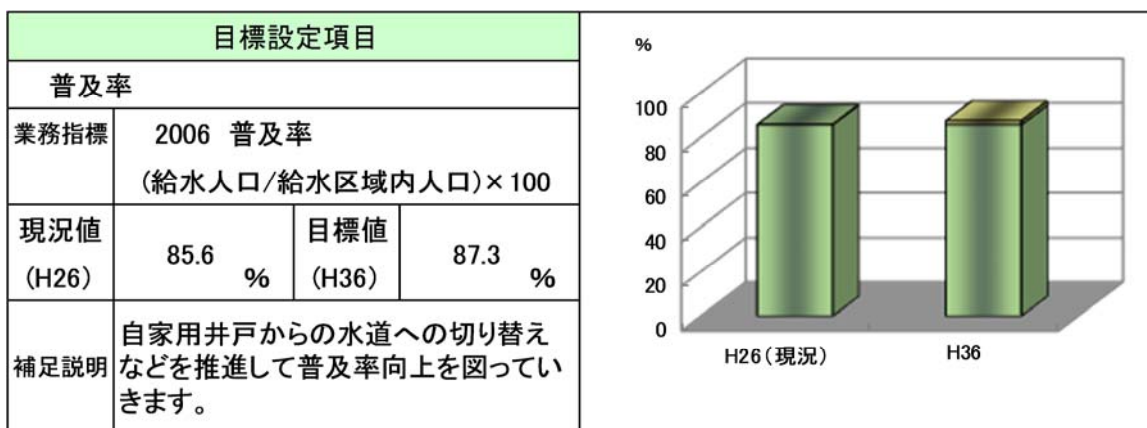
具体的には、水道施設の整備・改築において、民間との協働による整備手法（DBO、PFI等）について、事業主体やトータルコスト等から最適な手法の導入を検討していきます。また、近年、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）*等、新たな企業経営の合理化の手法が注目されていることから、企業合理化の手法について、研究や検討を行っていきます。

更に、水道事業の運営基盤強化を図るため、事業の効率化を考慮すると、広域化は有効な手段として考えられます。そこで、近隣水道事業者との広域化について、検討（料金徴収・水質管理・研修プログラム等の共同化等）を行っていきます。

持続⑨ 普及率の向上

本市は、良質で豊富な地下水に恵まれていることから、古くより自家用井戸の利用世帯が多く、普及率は約85%となっています。

今後も、広報や戸別訪問等の継続的な普及活動に努め、自家用井戸から水道への切替えを推進していきます。



持続⑩ 計画的な漏水調査や管路の更新

有収率を向上させるための各施策を、計画的に実施・検証することで、段階的に漏水量を減らし、有収率（並びに有効率^{*}）の向上を図っていきます。

- 【有収率向上施策】**
- ① 老朽化した塩化ビニル管の布設替
 - ② 配水量の正確な把握
 - ③ 配水圧力の調整
 - ④ 配水ブロック化による減圧
 - ⑤ 配水池からの漏水修繕
 - ⑥ 計画的な漏水調査（音聴調査、管路音圧監視システムによる調査等）

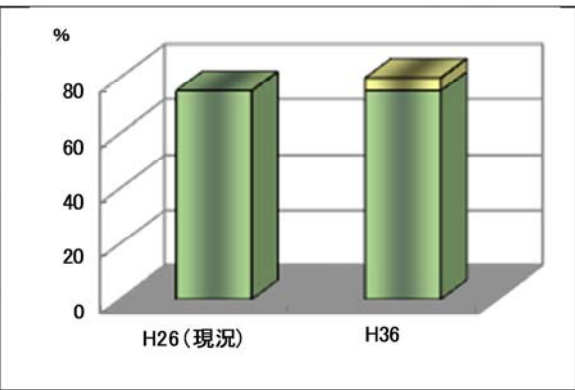


直営漏水調査の様子(左:音聴棒、右:漏水探知機)

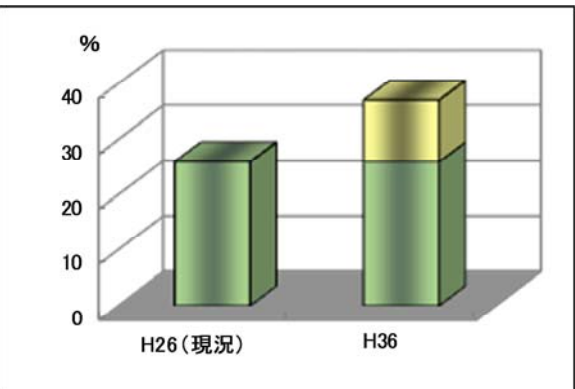


管路音圧監視システム(データロガー)設置の様子

目標設定項目			
有収率			
業務指標	3018 有収率 (有収水量/給水量) × 100		
現況値 (H26)	75.3 %	目標値 (H36)	80.0 %
補足説明	有収率が低いいため、更なる有収率向上を目指していきます。		



目標設定項目			
管路点検率			
業務指標	5111 管路点検率 (点検した管路延長/管路総延長) × 100		
現況値 (H26)	26 %	目標値 (H36)	37 %
補足説明	安全でおいしい水の供給を維持するために、計画的に管路点検を実施します。		



(V) お客様サービスの向上

本市では、本市水道事業に対するご理解と信頼を深めるため、広報紙の各戸配布やホームページ等により、情報提供を行っています。

今後も引き続き、お客様の立場に立った水道サービスを提供し、多様なお客様のニーズに対する満足度の向上に努めていく必要があります。

「お客様サービスの向上」の推進を図るため、以下の施策を実施します。

持続⑪ 窓口サービスの向上

わかりやすい窓口案内、事務手続きの簡素化、窓口職員の実務能力の向上等を図ります。更に、外国人のお客様の利便性を向上するため、外国語による案内を行っていきます。

持続⑫ モニタリング制度の導入

今後の事業環境を把握するうえで、お客様の水道に対するニーズの把握は重要であるため、直接お客様からご意見を頂くモニタリング制度の導入について検討していきます。

また、水道利用者に対して意識調査を定期的を実施することを検討します。